



経理の窓 10月号

平成21年10月1日号

連休は、いかがお過ごしでしたか？ ビジネスでは、5月の連休は、馴れているし上旬ですが、9月の連休は、下旬ですし、日程の調整や売上、納期で、ご苦労があったのでは？
来年の9月は、飛び石。カレンダーを確認してしまいました。

今月の税務

法人税 : **8月決算法人の確定申告と納付**
個人 : **市・県民税の第3期分の納付**

労働基準法の手当や補償の課税関係について

国税庁のタックスアンサーが、平成21年4月の税制改正にあわせた内容に更新されています。更新された内容には、給与や手当に関する事項と相続に関係する事項が多くありました。9月号では、就業規則や労働基準法をテーマにしましたので、それらに関連する税法上の取扱いについて、ご紹介いたします。

1. 解雇予告手当は、退職所得とされます。

使用者が労働基準法第20条（解雇の予告）の規定による予告をしないで使用人を解雇する場合に、使用者から支払われる解雇予告手当は、退職所得とされます。

2. 労働基準法の「休業手当」は、給与所得、「休業補償」は、非課税所得になります。

①労働基準法第26条の規定に基づく「休業手当」

使用者の責めに帰すべき事由により休業した場合に支給される「休業手当」は、給与所得になります。

②労働基準法第76条の規定に基づく「休業補償」

労働者が業務上の負傷等により休業した場合に支給される「休業補償」など労働基準法第8章（災害補償）の規定により受ける療養のための給付等は、所得税法の規定により非課税になります。

勤務先の就業規則に基づき、労働基準法第76条第1項に定める割合を超えて支給される付加給付金についても、労働基準法上の給付では補てんされない部分に対応する民法上の損害賠償に相当するもので、心身に加えられた損害につき支払を受ける慰謝料として非課税所得になります。

3. 残業代を追加支給した場合

（例）過去2年間（平成19年1月～平成20年12月）の実労働時間で計算した残業手当と実際に支払った残業手当との差額を一括して支払うことにしました。

この場合の残業手当は、本来各支給日に支払うべき残業手当を一括して支払うものから、本来の支給日の属する年分（平成19年から平成20年）の給与所得になります。

4. 退職時に有給休暇を買い上げたとき

本来、有給休暇は、給与所得ですが、退職時に買い上げる有給休暇相当額を、退職金として支払うところもあるようです。



○退職する月の社会保険料（厚生年金や健康保険料）の徴収は？

月末が、退職日の場合は、その月の社会保険料を徴収しなければなりません。

月の途中で、退職日の場合は、徴収しません。月末に加入している社会保険に対して、保険料が発生することになっているからです。

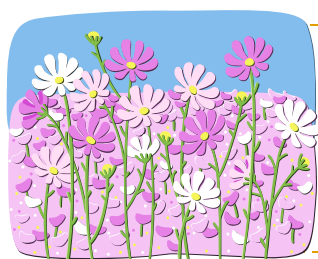
社会保険料は、当月分を翌月末までに支払うことになっていますので、当月分を翌月に徴収している会社の場合は、月末に退職の場合は、2ヶ月分徴収することになりますし、月の途中で、退職する場合は、1ヶ月分を徴収することになります。

当月分の保険料を当月に徴収している場合は、月末に退職する場合は、1ヶ月分徴収、月の途中で退職の場合は、徴収しないことになります。

雇用保険料は、退職日に関係なく、徴収します。

平成21年は、残り3ヶ月になりました。11月は、年末調整についてご案内します。

身近なところで『家族が新型インフルエンザに感染した。』とお聞きすることが多くなりました。どうぞ、体調管理にお気をつけてお過ごしください。



有限会社 た べ い
電話 043-422-5836
FAX 043-422-5844